

「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の改正（案）概要

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例（以下「条例」という。）の空き缶等の定義を実際にポイ捨てされているごみの種類に即した規定とし、新たに飼い犬のふんの適切な処理について定めることにより、より一層のまち美化を推進するため条例を改正します。

禁止の対象となるポイ捨てごみの定義を変更

「空き缶等」の定義を改正して、飲料容器、たばこの吸い殻、ガムや紙くずに加えて、実際に捨てられている食料の容器等（弁当、菓子、カップ麺その他の食料を収納する容器やストロー、割りばし、串等飲食に用いる用具）も対象とします。

ポイ捨て対策における現状の課題・ポイ捨てごみの定義変更の背景

国内外からの観光客を含めた区への来街者が増加する中、区はこれまで、地域、企業、ボランティア団体等とのキャンペーンやごみゼロ運動による周知啓発、委託による毎日の道路清掃等を実施してきました。

一方で、繁華街や駅周辺において区の委託による繁華街道路清掃で収集するごみの量は年々増加し、令和7年度はコロナ禍前を上回る量に達しています。また、捨てられているごみは、缶やペットボトルが多いものの、昨今では食料の容器等（弁当、菓子、カップ麺その他の食料を収納する容器やストロー、割りばし、串等飲食に用いる用具）が多く含まれており、実態にあったより効果的な対策が求められています。

このような状況を踏まえ、実際に捨てられているごみの傾向と条例の規定が整合するよう改正し、周知啓発を効果的に行うなど、より一層の対策を講ずる必要があります。

飼い犬のふんの適切な処理について区民等の責務に追加

条例の【区民等の責務】に、飼い主等は飼い犬のふんを適切に処理しなければならないことについて明記することにより、飼い犬の飼育マナー向上の啓発を強化します。

マナー啓発のさらなる充実が求められる背景

飼い犬のふんの適切な処理については、これまでチラシや区ホームページ等を通じた周知啓発や注意喚起のプレートの配布などの取組により、マナー向上を図ってきました。

一方で、道路や公園などの公共の場所では、犬のふんの放置が常態化しており、令和7年度第一回区政モニターアンケートの設問「人と動物が共生するまちづくりについて、充実させた方がよい施策はあるか」では、回答の49%が「犬のしつけや飼い犬の飼育マナー向上の啓発」となっています。

また、区における畜犬登録数は増加傾向にあり、多くの区民がマナー向上へ向けた啓発の充実を望んでいる状況において、飼い犬のふんを適切に処理しなければならないことを条例に明記することにより飼い犬の飼育マナー向上の啓発を強化し、さらなる環境美化を図る必要があります。

「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の改正(案)概要

< 参考資料 >
 健康部 衛生課
 環境清掃部 ごみ減量リサイクル課

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例の概要

区は、「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」(平成9年4月1日施行)(以下「条例」)に基づき、区民や事業者等にごみのポイ捨て防止及びまちの美化を広く啓発することにより、きれいな環境づくりを進めてきました。

【条例の目的】(第1条)

◆ごみの散乱及び路上喫煙を防止するため、区、区民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等の投棄及び路上喫煙の禁止その他必要な事項について定め、もって地域における環境美化の推進を図ることにより、快適な都市環境を確保することが条例の目的です。

【区民等の責務】(第4条)

◆屋外で自ら生じさせた空き缶等を回収容器等に収納し、又は持ち帰ることにより、美化の促進に努めること。
 ◆自宅及びその周辺において、清掃活動の充実等に努めること。

【ごみのポイ捨て禁止】(第7条)

◆区民等は、道路、公園その他の公共の場所に空き缶等をみだりに捨ててはならない。

【空き缶等とは...】(第2条)

飲料の缶・瓶その他の容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くず

【罰則】(第14条)

◆美化推進重点地区である新宿駅東口周辺地区・新宿駅西口周辺地区(図1)、高田馬場駅周辺地区(図2)で区民等が公共の場所にごみをみだりに捨てた場合は、**2万円以下の罰金**



美化推進重点地区とは...(条例第9条)(新宿区美化推進重点地区を定める条例)

◆ごみの散乱が著しく、特に改善を図る必要があり、かつ、住民、事業者及び土地所有者等が積極的に環境美化に取り組んでいると認められる地域を、美化推進重点地区として定めることとしています。
 ◆新宿駅東口周辺、新宿駅西口周辺、高田馬場駅周辺の3地区が定められています。
 ◆美化推進重点地区において、区、区民等、事業者等が一体となつてごみの散乱防止に関する施策を重点的に実施するため、散乱防止計画を定めるものとしています。
 散乱防止計画の内容 ・区民等、事業者等への啓発に関する事項
 ・清掃活動等美化の推進に関する事項

ポイ捨て対策における現状の課題・ポイ捨てごみの定義変更の背景

国内外からの観光客を含めた区への来街者が増加(図3)する中、繁華街や駅周辺において区の委託による繁華街道路清掃で収集するごみの量は年々増加しており、令和7年度はコロナ禍前の量を上回っています(図4)。

図3 新宿区訪問旅行客数(千人)

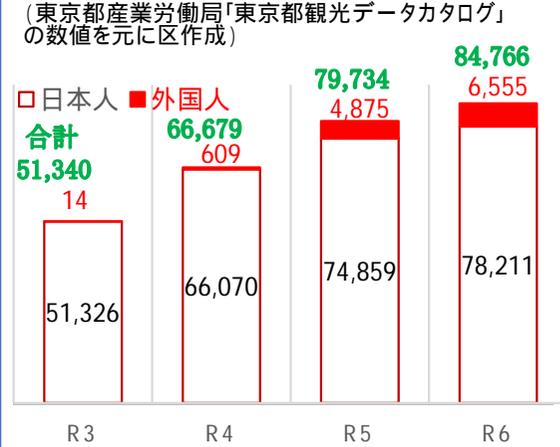
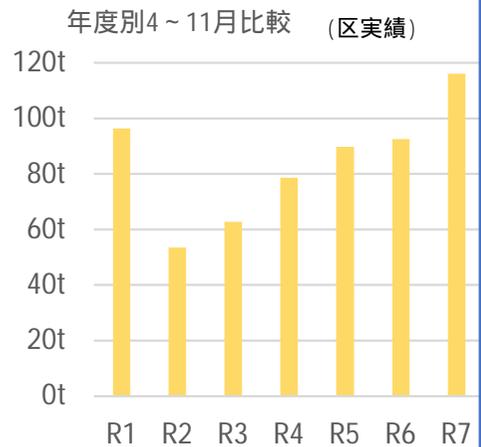


図4 繁華街のごみの量の推移



捨てられているごみは缶やペットボトルが多いものの、昨今では**食料の容器等**(弁当、菓子、カップ麺その他の食料を収納する容器やストロー、割りばし、串等飲食に用いる用具)が多く含まれています。

このような状況を踏まえ、条例を改正して、周知啓発を効果的に行うなど、より一層の対策を講ずる必要があります。

ポイ捨てごみの定義を変更

飲料の容器、たばこの吸い殻、ガムや紙くずを対象とした「空き缶等」の定義を改正し、実際に捨てられている**食料の容器等**も対象とします。新たに対象とする**食料の容器等**は、美化推進重点地区において罰則の対象となります。

< 新たに対象とするもの >

弁当、菓子、カップ麺その他の食料を収納する容器
ストロー、割りばし、串等飲食に用いる用具

飼い犬の飼育マナー向上について

【飼い犬の飼育マナー向上の啓発】

犬を散歩させるときのルールを啓発（チラシ・区ホームページ等）

地域環境を汚さない

ことが飼い主としてのマナー

犬のトイレは散歩前に家で済ませる

おしっこを路上や電柱にしてみました水で流し、ふんは持ち帰る



リードでつなぐ

（東京都動物の愛護及び管理に関する条例で、犬を放すことを禁止）

動物愛護週間での啓発

毎年9月20日～26日の動物愛護週間に合わせて、広報新宿の掲載や動物愛護パネル展の開催により、飼い犬の飼育マナーの啓発を実施。

狂犬病予防注射案内で周知

毎年飼い主に送付している通知にマナーを掲載

（7年度は未注射督促通知にマナーのチラシを同封）



プレート配布

犬のマナーで困っている方に、無料でプラスチックのプレートを配布

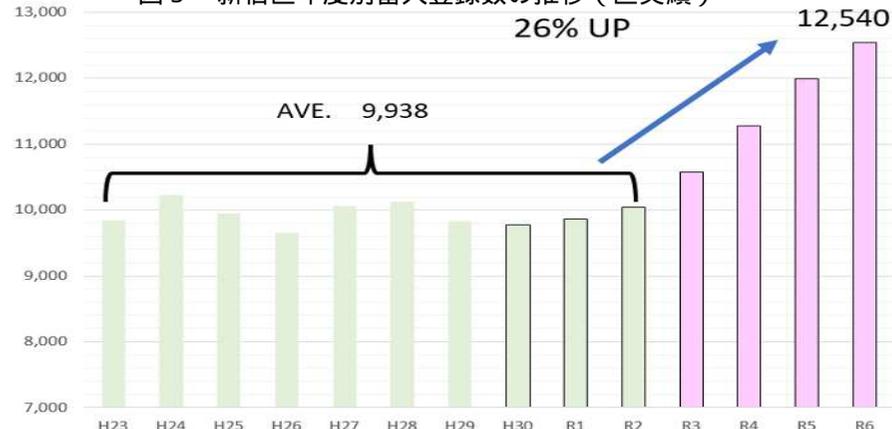


みんなのまちを美しく？

犬・猫のふんで困っている人が大勢います
ふんの始末は飼い主の責任です
おしっこの始末も忘れずに
あなたのペットは大丈夫？ 新宿区

マナー啓発のさらなる充実が求められる背景

図5 新宿区年度別畜犬登録数の推移（区実績）



区における畜犬登録数は増加傾向にあり、令和3年度以降は毎年5%以上の増加を続けています。また、令和7年度第一回区政モニターアンケートの設問「人と動物が共生するまちづくりについて、充実させた方がよい施策はあるか」では、回答の49%が「犬のしつけや飼い犬の飼育マナー向上の啓発」となっています。犬のふんの適正な処理などマナーの向上については、さらなる普及啓発の強化が求められています。

飼い犬のふんの適切な処理について区民等の責務に追加

「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」に

【区民等の責務】として、

飼い主等は飼い犬のふんを適切に処理しなければならないこと

について明記することにより、

飼い犬の飼育マナー向上の啓発を強化します。

スケジュール

令和8年 2月16日～3月16日 パブリックコメント実施

令和8年 5月中旬 パブリックコメント実施結果公表（区ホームページ）

令和8年 6月 令和8年第2回定例会 議案審査

ポイ捨てごみの定義の変更については、美化推進重点地区における罰則の対象となるため十分な周知期間を経て、適用します。

条例改正後の取組

ポイ捨てごみ対策

町会、地元商店街、事業者、ボランティア団体等との協働による啓発キャンペーン等これまでの取組のほか、新宿観光振興協会、一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント、警察等とさらなる連携を図り、区民や来街者に対して、ポイ捨ての禁止について効果的に周知啓発を行います。

飼い犬のふんの適切な処理について

条例について、畜犬登録業務、予防接種等業務などの機会を捉えて、飼い主に対してよりの確に周知し、啓発を進めていきます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等が散乱し、及び路上喫煙による被害が発生している現状にかんがみ、これらの防止に関し新宿区(以下「区」という。)、区民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等の投棄及び路上喫煙の禁止その他必要な事項について定め、もって地域における環境美化の推進と道路等における受動喫煙及びたばこの火に起因する火傷等の被害の防止を図ることにより、快適な都市環境を確保することを目的とする。

(平17条例40・全改)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器並びにたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
- 2) 路上喫煙 道路において、歩行中(同一の場所にとどまっている状態を含む。)又は自転車等の乗車中に、喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。以下同じ。)をし、又は燃焼し、若しくは加熱したたばこを所持することをいう。
- 3) 受動喫煙 他人のたばこの煙(蒸気を含む。)を吸わされることをいう。
- 4) 区民等 区内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 5) 事業者 区内で事業活動を行うすべての者をいう。
- 6) 土地所有者等 区内に存する土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(平17条例40・令7条例21・一部改正)

(区の責務)

- 第3条 区は、この条例の目的を達成するため、空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止について、総合的な施策を推進しなければならない。
- 2 区は、空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止について、区民等、事業者及び土地所有者等に対して意識の啓発を図らなければならない。

(平17条例40・一部改正)

(区民等の責務)

- 第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を回収容器等に収納し、又は持ち帰ることにより、美化の促進に努めなければならない。
- 2 区内に居住する者は、自宅及びその周辺において、清掃活動の充実等に努めなければならない。
- 3 区民等は、この条例の目的を達成するために区が実施する施策に協力しなければならない。

(平17条例40・一部改正)

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業活動の中で、空き缶等の散乱の防止に心掛けるとともに、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実等に努めなければならない。
- 2 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、その散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、その従業員に対し、路上喫煙を行うことがないよう研修その他の適切な方法により、意識の啓発に努めなければならない。
- 4 事業者は、自己の施設を利用する者に対し、路上喫煙を行うことがないよう区が実施する施策の周知のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 たばこの製造又は販売を行う事業者は、区の求めに応じ路上喫煙対策に取り組むとともに、自主的に喫煙者の喫煙マナーの向上のための意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。
- 6 事業者は、この条例の目的を達成するために区が実施する施策に協力しなければならない。

(平17条例40・一部改正)

(土地所有者等の責務)

- 第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等が捨てられないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するために区が実施する施策に協力しなければならない。

(平17条例40・一部改正)

第2章 空き缶等の投棄及び路上喫煙の禁止

(平17条例40・改称)

(空き缶等の投棄の禁止)

第7条 区民等は、道路、公園、広場、公開空地その他の公共の場所に空き缶等のみだりに捨ててはならない。

(平17条例40・一部改正)

(路上喫煙の禁止等)

- 第8条 区民等は、路上喫煙を行ってはならない。ただし、区長の指定する場所においては、この限りでない。
- 2 区民等は、公園、広場、公開空地その他の公共の場所において、自らの喫煙により他人に受動喫煙をさせることがないよう努めなければならない。
- 3 公園、広場、公開空地その他の公共の場所を管理する者は、受動喫煙の防止のため適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平17条例40・追加)

第3章 美化推進重点地区等

(美化推進重点地区)

第9条 空き缶等の散乱が著しく、特に改善を図る必要があり、かつ、住民、事業者及び土地所有者等が積極的に環境美化に取り組んでいると認められる地域を美化推進重点地区として定める。

2 前項の美化推進重点地区は、別に新宿区条例で定める。

(平17条例40・旧第8条線下・一部改正)

(散乱防止計画の策定)

第10条 区長は、美化推進重点地区において、区、区民等、事業者及び土地所有者等が一体となって空き缶等の散乱の防止に関する施策を重点的に実施するため、散乱防止計画を定めるものとする。

2 前項の散乱防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空き缶等の散乱の防止にかかわる区民等、事業者及び土地所有者等への啓発に関する事項
- (2) 清掃活動等美化の推進に関する事項

(平17条例40・旧第9条線下・一部改正)

(美化推進員)

第11条 美化推進重点地区内の商店街振興組合、商店会、町会等は、必要に応じて、その地域内での自主的な美化活動を推進するとともに行政機関との連絡窓口の役割を担う美化推進員を置くことができる。

2 前項の美化推進員を置いたときは、区長にその氏名等を報告するものとする。

(平17条例40・旧第10条線下・一部改正)

(自動販売機管理者の義務)

第12条 美化推進重点地区内においては、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例(平成11年新宿区条例第51号)第2条第2項第9号に規定する自動販売機管理者は、当該自動販売機周辺を清潔に保持しなければならない。

(平11条例51・一部改正、平17条例40・旧第11条線下・一部改正)

(勧告、命令及び公表)

第13条 区長は、前条の規定に違反していることが明らかであるときは、その者に対し、改善するよう勧告することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、期間を定めて、必要な改善その他の措置をとるべき旨を命じることができる。

3 区長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

(平17条例40・旧第12条線下・一部改正)

第4章 罰則

(罰則)

第14条 美化推進重点地区内において、第7条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

(平17条例40・旧第13条線下)

第5章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、新宿区規則で定める。

(平17条例40・旧第14条線下)